

埼玉県立大学地域連携委員会規程

平成22年4月1日
規程第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第21条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学地域連携委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、地域連携センター長の職務を補佐するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 一般県民、専門職等のための公開講座に関する事項
- 二 地域との教育及び研修等に係る連携に関する事項
- 三 保健医療福祉施策の推進に係る自治体に対する支援に関する事項
- 四 学生による地域活動に関する事項
- 五 地域連携センターの運営に関する事項
- 六 地域連携センターと保健医療福祉学部、保健医療福祉学研究科及び各センターとの調整に関する事項
- 七 その他地域貢献の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 地域連携センター長
- 二 共通教育科長及び各学科長が指名する教員
- 三 研究・地域連携担当部長
- 四 その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、地域連携センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第7条及び第8条 削除

(関係職員の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条の2 委員会の庶務は、事務局研究・地域連携担当が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。